

議案第351号

朝鮮通信使関係資料の取得について

大阪歴史博物館の展示品として、次の歴史資料を買い入れる。

- 1 物 件 朝鮮通信使関係資料 35点
- 2 契約の相手方 大阪府中央区大手前4丁目1番32号
公益財団法人 大阪市博物館協会
- 3 契約金額 193,300,000円
- 4 納入期限 平成27年3月31日

平成26年11月21日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

朝鮮通信使関係資料を買い入れるため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件20,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。